

◆宅地建物取引業者 変更書類一覧表◆

公益社団法人 全日本不動産協会 神奈川県本部

各種変更の場合は、正副各1部（副はコピー可）作成して県庁に届出します。

但し、**変更から30日以内であれば支部事務局で受付できます。**

※支部に提出できるのは「神奈川県知事免許」の会員で、「名簿登載事項変更届」「免許証書換交付申請書」のみとなります。

※県庁への届出書類はダウンロード可

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531874/p15658.html>

神奈川県 宅建業 変更	検 索
-------------	-----

**主たる事務所の所在地の変更****(1) 県庁・届出書類**

- ア 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書
- イ 商業登記簿の履歴事項全部証明書
- ウ 事務所の案内図
- エ 事務所の写真（内、新住所の業者票、報酬額表）
- オ 平面図または間取図
- カ 事務所を使用する権原に関する書面
- キ 免許証書換え交付申請書
- ク 免許証の原本（コピーして事務所に残すこと）

**(2) 協会・届出書類**

- ア 変更届
- イ (1) 県庁届出書類のコピー（受付印のあるもの）

**商号の変更****(1) 県庁・届出書類**

- ア 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書
- イ 商業登記簿の履歴事項全部証明書
- ウ 免許証書換え交付申請書
- エ 免許証の原本（コピーして事務所に残すこと）
- ※ 有限会社から株式会社に変更の場合は、有限会社の閉鎖謄本が必要

**(2) 協会・届出書類**

- ア 変更届
- イ (1) 県庁届出書類のコピー（受付印のあるもの）

**役員の就任****(1) 県庁・届出書類**

- ア 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書
- イ 商業登記簿の履歴事項全部証明書
- ウ 身分証明書：本籍地のある役所で取り寄せる
- エ 略歴書
- オ 法第5条第1項各号に該当しない旨の申請者の誓約書
- カ 成年被後見人及び被補佐人でないことを証する登記事項証明書：法務局
- キ 役員等氏名一覧表（新たに就任した人のみ）

**(2) 協会・届出書類**

- ア (1) 県庁届出書類のコピー（受付印のあるもの）

## 役員の退任

### (1) 県庁・届出書類

- ア 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書
- イ 商業登記簿の履歴事項全部証明書（退任者の異動が記載されているもの）

### (2) 協会・届出書類

- ア (1) 県庁届出書類のコピー（受付印のあるもの）

## 法人の代表者の変更

### (1) 県庁・届出書類

- ア 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書
- イ 商業登記簿の履歴事項全部証明書
- ウ 身分証明書：本籍地のある役所で取り寄せる
- エ 略歴書
- オ 法第5条第1項各号に該当しない旨の申請者の誓約書
- カ 成年被後見人及び被補佐人でないことを証する登記事項証明書：法務局
- キ 役員等氏名一覧表（新たに就任した人のみ）
- ク 免許証書換え交付申請書
- ケ 免許証の原本（コピーして事務所に残すこと）

### (2) 協会・届出書類

- ア 変更届
- イ 保証人届
- ウ **代表者個人の印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）**
- エ 本人確認書類のコピー  
（運転免許証、マイナンバーカード等。代表者と専任取引士が異なる場合）
- オ (1) 県庁届出書類のコピー（受付印のあるもの）

## 専任の宅地建物取引士の変更

### (1) 県庁・届出書類

- ア 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書
- イ 身分証明書：本籍地のある役所
- ウ 略歴書
- エ 成年被後見人及び被補佐人でないことを証する登記事項証明書：法務局
- オ 退職証明書（1年以内に他の会社に勤務していた場合）
- カ 事務所が法第31条第1項の要件を備えている旨の申請者の証明書
- キ 役員等氏名一覧表（新たに就任した人のみ）

**「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」：県庁へ変更届を提出する前に、取引士個人が神奈川県宅地建物取引業協会に勤務先変更の届出が必要（神奈川県登録の場合）**

### (2) 協会・届出書類

- ア 変更届
- イ 宅地建物取引士証のコピー
- ウ (1) 県庁届出書類のコピー（受付印のあるもの）

※上記以外の変更については、神奈川県庁宅建指導担当（045-313-0722）もしくは全日本不動産協会神奈川県本部までお問い合わせください。

<問合せ> 公益社団法人 全日本不動産協会神奈川県本部  
TEL：045-324-2001 / FAX：045-324-2006